

宗教学法人 日本バプテスト連盟

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和 1-2-4
TEL 048-883-1091(代)
FAX 048-883-1092(代)



JAPAN BAPTIST CONVENTION

1-2-4 MINAMI URAWA, MINAMI-KU SAITAMA-SHI,
SAITAMA, 336-0017 JAPAN
PHONE 81 (JAPAN)-48 (AREA)-8831091
FAX 81 (JAPAN)-48 (AREA)-8831092

全日本にキリストの光を
Christ's Light to All of Japan

2012年7月2日

国家公安委員会委員長 松原 仁殿
警察庁長官 片桐 裕殿

宗教学法人日本バプテスト連盟理事会
理事長 奥村 敏夫



カトリック貝塚教会への川崎臨港署員立入行為への抗議と要望

去る2012年5月27日、カトリック貝塚教会の敷地内に川崎臨港警察署の職員6名が同教会管理者である主任司祭に無断で立ち入り、外国籍のカトリック信徒に職務質問を行い、旅券不携帯並びに常時携帯提示義務違反の罪により同人を現行犯逮捕しました。その際、主任司祭が宗教活動の自由、信教の自由の観点より教会敷地内から立ち退くよう求めたにも関わらず、川崎臨港警察署職員はその制止を無視し、立入行為を継続しました。

警察官職務執行法6条では、人の生命・身体等の危険防止上の緊急の必要がある場合に限り強制的な立ち入りの権限を認めていますが、今回の立入行為は緊急性のない恣意的なものであり、その立入権限を明らかに逸脱しています。

また1975年の「種谷裁判判決」は、キリスト教会の司祭や牧師の「牧会活動」を憲法上保障されている宗教行為として最大限に尊重すべきと判示していますが、今回の場合、警察職員は教会管理者の主任司祭に対して立入行為の合理的理由を一切説明せず、主任司祭の「牧会活動」権をまったく無視する形で立ち入りと捜査を強行しました。

川崎臨港警察署長は、6月5日付のカトリック横浜司教区と貝塚教会による申し入れ書に対し、6月12日付で「署員の立入行為が不適切であった」ことを認め、謝罪しました。しかし、これら川崎臨港警察職員による威圧的な言動並びに教会境内地での逮捕は、日本国憲法が保障している信教の自由と基本的人権の尊重を著しく踏みにじる行為であり、「不適切」という表現には収まらない「暴挙」であると私たちは認識し、ここに強い憤りをもって抗議の意を表明します。思想・信条の自由、信教の自由はあらゆる人権の根幹にかかわる権利であり、そこに国家権力が踏み込み、脅威を与え、抑圧することは、民主主義国家の自爆行為です。

日本は昨今、外国籍住民人口がますます増加しているにも関わらず、外国籍住民の基本的人権を軽視したさまざまな差別が放置され、その生活基盤への配慮のない、住みにくい社会となっています。警察職員による外国人の基本的人権を軽視した威圧的な振る舞いは、外国籍住民の人格を軽視し、その存在を排斥する風潮を助長するものです。今回のような重大な事件を二度と起こさないために、警察行政においては、とくに思想・信条・信教の自由、及びあらゆる国籍の外国人の基本的人権の不可侵を定めた憲法・法令の厳守を強く求めます。